Q905. どのような手当が除外賃金に当たるのか具体的に教えて下さい。

1. 除外賃金とは

除外賃金とは、家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当、臨時に支払われた賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金をいいます。除外賃金に該当するかは、形式や名称ではなく支給された各手当の実質で判断されます。

除外賃金に該当する場合には、残業代を計算する際の基礎賃金には含まれません。

2. 家族手当

家族手当は、扶養家族のある者に対し、扶養家族の人数を基準として算出して支給するのが典型です。他にも、扶養家族の人数を基準として算出した基礎額に付加して支給される家族手当付加額も除外賃金に該当します。

しかし、家族の人数に関係なく一律に支給されている手当や、本人分の手当や独 身者に対する手当などは、家族手当には該当しない可能性があります。

3. 通勤手当

通勤手当は,通勤の実費を補填,または通勤距離に応じた手当を支給する場合に,除外賃金に該当します。通勤手当名目であっても距離に関係なく支払われる部分がある場合には,除外賃金に該当しない可能性があります。

4. 別居手当

別居手当とは、勤務の都合により同一世帯の扶養家族と別居を余儀なくされた労働者に対して、いわゆる二重生活による生活費の増加を補填する趣旨で支給しているような場合で、除外賃金に該当すると考えられます。

5. 子女教育手当

子女教育手当は、被扶養者である子女の学校教育費の補助として支給されるものが典型です。

6. 住宅手当

住宅手当について,住宅を要する費用に応じて算出されているものは除外賃金に 該当すると考えられます。ただし,例えば,住宅の形態ごとに一律に定額で支給し

経営労働相談のご予約 TEL: 03-3221-7137

弁護士法人四谷麹町法律事務所

YOTSUYA-KOJIMACHI LAW OFFICE

ているもの、住宅以外の要素に応じて定率または定額で支給しているもの、全員に一律に定額で支給されているものは、除外賃金に該当しない可能性があります。

7. 臨時に支払われた賃金

臨時に支払われた賃金とは、支給条件は確定されているが支給事由の発生が労働と直接関係のない個人的事情によりまれに支払われる賃金と考えられています。例えば、結婚や子供の出生に対する祝金、病気見舞金、冬期間の寒冷地手当等がこれに当たります。

8. 一か月を超える期間ごとに支払われる賃金

一か月を超える期間ごとに支払われる賃金は、賞与や臨時に支払われる賃金が典型です。

弁護士法人四谷麹町法律事務所 勤務弁護士作成

経営労働相談のご予約 TEL: 03-3221-7137